

啓発物作成ボランティア実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、川崎市動物愛護センター（以下「センター」という。）の業務を支援するボランティア（以下「業務支援ボランティア」という。）のうち、センターが実施する事業等に関する啓発物等の作成などを行うボランティア（以下「啓発物作成ボランティア」という。）の設置及び運営のために、必要な事項を定める。

(啓発物作成ボランティアの要件)

第2条 啓発物作成ボランティアは、次の全ての要件を満たす者とする。

- (1) かわさき犬・猫愛護ボランティアに登録している者
- (2) 業務支援ボランティア審査要領に規定する審査を通過した者
- (3) センター職員の指示のもと、活動を行う者
- (4) 多種多様な考え方を受け入れ、川崎市の方針に従う者

(活動内容等)

第3条 啓発物作成ボランティアは、主に次の内容にかかわる活動を行うこととする。

- (1) センター広報物や動物愛護に関する啓発物の作成、譲渡動物の写真の撮影等を行う。

(啓発物作成ボランティアの登録)

第4条 啓発物作成ボランティアに登録を希望する者は、啓発物作成ボランティア登録申請書（第1号様式）、同意書（第2号様式）をセンター所長に提出し、啓発物作成ボランティア個別研修を受講するものとする。

(変更・抹消等)

第5条 啓発物作成ボランティアは、啓発物作成ボランティア登録申請書の記載事項に変更があった場合には、速やかに啓発物作成ボランティア登録申請書記載事項変更届（第3号様式）をセンター所長に提出しなければならない。

- 2 啓発物作成ボランティアは、登録の抹消を希望する場合は、速やかに啓発物作成ボランティア登録抹消届（第4号様式）を提出しなければならない

(登録の取り消し)

第6条 センター所長は、第2条の要件に該当しないと判断した場合、前条第2項に規定する届出があった場合、その他センター所長が必要と判断した場合には、当該ボランティアの登録を取り消すことができるものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要領は、平成30年6月29日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年1月9日から施行する。